令和４年１月３１日
清掃・リサイクル部
砧清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
（自動車汚損事故に係る損害賠償額の決定）

１　事故の概要

（1）発生日時　　令和３年１１月８日（月）午前９時００分頃
（天気：晴れ）

（2）発生場所　　[redacted]

（3）相手方　　乙（[redacted]）

（4）事故内容　　上記発生場所の戸建て住宅前集積所において、世田谷区（以下「甲」という。）砧清掃事務所の収集職員が清掃車両に投入したごみ袋が破裂し、内容物のシャンプー類と思われる液体等が飛散してしまい、戸建て住宅の駐車スペースに保管中の乗用車等に汚損等を生じさせた。

（5）損傷の程度　　甲　人身：なし
物損：なし
乙　人身：なし
物損：ボンネット等に数か所の汚損等あり

（6）過失割合　　甲　１０割　・　乙　０割

２　乙への損害賠償額　　２８３，９５４円
（特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。）

３　専決処分日　　令和４年１月７日